

まえがき

「通級による指導」は平成5年に制度化されました。その後、平成18年には学校教育法施行規則が改正され、学習障がい（LD）と注意欠陥多動性障がい（ADHD）のある子どもたちが、新たな対象となりました。

本県では、「通級による指導」が制度化される前、昭和45年に長野市立山王小学校に言語障害学級が開設され、言語障がいのある子どもたちへの支援がスタートしました。それ以来、教室数は年々増え、平成27年度における「ことばの教室」は、38校47教室となりました。また、LDやADHDなどの発達障がいのある子どもたちを対象としたLD等通級指導教室は、平成19年度に塩尻市立塩尻西小学校と長野市立川中島小学校で開設され、その後、県内各地域でのニーズの高まりに応える形で教室を増設し、平成27年度には26校28教室となりました。実際に「通級による指導」を受けている子どもたちの数も年々増加し、平成27年度には1,000人を超えました。これらの子どもたち一人一人の教育的ニーズに対応するためには、「通級による指導」のさらなる充実が必要不可欠です。

その一方で、我が国は平成26年1月に国連の「障害者の権利に関する条約」を批准し、「共生社会」の実現に向けて大きく動き出しました。こうした流れの中で教育現場では、障がいのあるなしに関わらず、同じ年代の子どもたちがそれぞれのもっている力を発揮しながら同じ場所で学ぶインクルーシブ教育システムの構築と、特別な教育的ニーズのある子どもたち一人一人の実態に応じた合理的配慮の提供が求められています。

特に「通級による指導」を受けている子どもたちは、通常の学級に在籍し、ほとんどの学習を通常の学級で行っています。もちろん、特別な教育的ニーズのある子どもたちなので、通常の学級の学習に参加するためには、何かしらの配慮が必要になります。そのような配慮が提供されることによって、子どもたちは自分のもっている力を最大限発揮できるようになります。このことは「通級による指導」に携わるすべての関係者が共通に理解しておく必要があります。

本書は、「通級による指導」の担当者はもちろん、保護者や在籍学級の担任、特別支援教育コーディネーター、教育委員会の担当者等、「通級による指導」に関わるすべての人たちの理解がさらに深まり、「通級による指導」を受けている子どもたちの力が今まで以上に伸びることを願って作成されました。

特別な教育的ニーズのある子どもたちがいるすべての教育現場において、本書が活用され、「通級による指導」を今まで以上に充実させるための一助となれば幸いです。

平成28年3月

長野県教育委員会事務局特別支援教育課